「各種事務事業の取扱い」

19 建築住宅分科会

長岡市·栃尾市合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
383	020101	市町村営住宅(家賃)	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うもの とする。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
384	020103	市町村営住宅(敷金)		合併時に統一	越路町、小国町、栃尾市の基準に統一する。
385	030101	市町村営・県営住宅(入居者の資格)		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
386	030201	市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
387	020102	市町村営住宅(家賃の減免方法等)	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
388	020104	市町村営住宅(駐車場使用料)		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
389	020201	県営住宅(家賃)		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
390	020203	県営住宅(敷金)		合併時に統一	越路町、栃尾市の基準に統一する。
391	020202	県営住宅(家賃の減免方法等)		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
392	020204	県営住宅(駐車場使用料)		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
393	020301	改良·単独住宅(家賃)		現行どおり	現行どおりとする。
394	020303	改良· 単独住宅(敷金)		合併時に統一	越路町、栃尾市の基準に統一する。
395	030102	改良・単独住宅(入居者の資格)		現行どおり	現行どおりとする。
396	030201	改良・単独住宅(入居者の選考方法)		現行どおり	現行どおりとする。
397	020302	改良·単独住宅(家賃の減免方法等)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
398	020304	改良·単独住宅(駐車場使用料)		合併後に統一	長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
399	030301	公営住宅等維持管理費用の負担区分		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
400	040101	勤労者住宅建設資金融資制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
401	040401	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
402	040102	住宅建設助成制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
403	040103	克雪住宅整備事業補助金		現行どおり	県の制度であり、調整不要。

383				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目		務事業
19建築住宅	02 公営住宅等の状況	0 1 市町村営住宅	0 1 市町村営住宅(家賃)	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 西蔵王 2K 1,400 4,100 上除 2DK~3LDK 23,400 52,400 稲葉 2K・4K 4,900 15,800 系望が丘 2K・3K 9,800 22,400 昭和 3K・3DK 12,700 25,200 中島 2K 11,400 19,000 宮栄 3DK 15,900 27,200 川崎 3DK 17,300 30,900 松葉 3K 15,900 26,400 上合 2LDK・3LDK 27,900 52,700	なし	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 市営上の原 1 号棟 30K 11,300 18,700 市営上の原 2 号棟 30K 10,900 18,000 市営上の原 3 号棟 30K 15,300 25,400 八イツひがし 1 号棟 30K 20,300 33,600 八イツひがし 2 号棟 30K 21,700 36,000 上の原住宅 2K 1,700 2,900 東が丘住宅 2K 3,900 6,500	
三島町	山 古 志 村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃	家賃は、収入申告に基づき年度当初に決定通知 するものであり、年度途中の家賃変更は適当で ない。	長岡市の制度を基に統一する。

作成日 平成17年 1月21日

384				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目		務事業
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	0 1 市町村営住宅	03 市町村営住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
家賃の2か月分			家賃の3か月分	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし		家賃の3か月分		越路町、小国町、栃尾市の基準に統一する。

385				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大項目(分科会)	中項目	小 項 目	各種事務事業	
1 9 建築住宅	0 3 公営住宅等の管理	0 1 公営住宅等の入居者資格	0 1 市町村営・県営住宅(入居者	の資格)
長岡市	中之島町	越 路 町	栃尾市	
次の条件を満たすこと 同居無族要件 なし 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅はの規定によるが、住宅困窮の 度合いについては、当市の「住宅困窮度判 定基準」に基づいて判定を行う。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。		次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅田窮要件 公司也で試の規定による。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。	次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅国要件 公営住宅法の規定による。 その他の要件 公和公課を滞納していないこと。	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	ta	次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅服窮要件 公営住宅法の規定によるが、住宅困窮の 度合いについては、町長の判断により決定 する。		長岡市の制度を基に統一する。

386				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大項目(分科会)	中項目	小 項 目	各種事	
1 9 建築住宅	0 3 公営住宅等の管理	02 公営住宅等の入居者の選考	0 1 市町村営・県営住宅(入居者	の選考方法)
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)公募方法 随時 (2)人居希望者の審査、登録 人居者資格の審査を行い、住宅困窮の度合い について諮問機関(長岡市住宅対策委員会) の答申を受けたうえで、入居順位を付けて入 居希望者を登録する。 (3)入居者の決定 入居順位の高い登録者から順に入居者として 決定する。		(1)公募方法 随時 (2)入居希望者の審査、登録 入居希望者の審査を行い、条件を満たした人 を待機者として登録する。 (3)入居者の決定 原則として受付順位の早い登録者から順に入 居者として決定するが、困窮要件により優先 させる場合もある。	(1)公募方法 随時 (2)入居希望者の審査、登録 所定の様式により申込者として登録する。 (3)入居者の決定 受付順位の早い登録者から順に入居者として 決定する。 ただし、新設住宅の場合で、入居希望者が多 数のときは、抽選により入居者を決定する。	
三島町	山古志村	小 国 町	課題	調整方針案
<u>ー 脚 型</u> なし	出口心 13	(1)公募方法 随時 (2)入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を町で行なう。 (3)入居者の決定 入居資格を満たしていれば、基本的に入居できる。		長岡市の制度を基に統一する。

作成日 平成17年 1月21日

387				データ基準日 平成16年 4月 1日
大項目(分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 9 建築住宅	02 公営住宅等の状況	0 1 市町村営住宅	02 市町村営住宅(家賃の減免方法等)	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ	
県の基準の内容 人居者に係る収入が著しく低額である とき。 人居者又は同居者の疾病又は傷害により、その生活が窮迫するおそれがあると き。 人居者又は同居者が災害により著しい 損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。		2 根拠規定・越路町営住宅条例・町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要網	2 根拠規定・栃尾市営住宅条例・栃尾市営住宅家賃の減免及び徴収猶予に関する要綱	
2 根拠規定 ・長岡市営住宅条例 ・長岡市営住宅家賃及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事務取扱要網				
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ		長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市につ いては、平成17年度は現行どおりとする。
		2 根拠規定 · 小国町営住宅条例		(長岡地域合併協議会: 長岡市の制度に統一する。)

作成日 平成17年 1月21日

388				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	
19建築住宅	02 公営住宅等の状況	0 1 市町村営住宅	0 4 市町村営住宅(駐車場使用料)
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
団地名 使用料金 (月額) 全区画数 上除 2,700 138 土合 4,500 12	なし	団地名 使用料金 全区画数 (月額) もみじ丘 3,000 30 来迎寺 3,000 7	なし	
使用料金の算定基準は県の基準のとおり		消雪設備あり		
消雪設備なし (除雪は入居者が行う)				
— <u> </u>		di 🖼 mī		
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18 年度までは現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案_(長岡市・栃尾市合併協議会)

389				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小項目	各種事	務事業
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	0 2 県営住宅	0 1 県営住宅(家賃)	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 福古町 2DK・3LDK 23,000 52,600 西神田 2K 6,400 10,700 稲葉 2K~4DK 7,700 36,200 上除 2DK~3LDK 24,900 52,100 寿 3K・3DK 12,700 23,400 土合 3DK 14,700 27,300 宮栄 3DK 16,100 26,700	なし	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 県営上の原 3DK 15,800 26,200	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
		なし		県の制度であり、調整不要。

作成日 平成17年 1月21日

390				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各 種 事 務 事 業	
19 建築住宅	0 2 公営住宅等の状況	02 県営住宅	0 3 県営住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
家賃の2か月分	なし	家賃の3か月分	家賃の3か月分	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	なし	なし	į	越路町、栃尾市の基準に統一する。

作成日 平成17年 1月21日

391			<u>データ基準日 平成16年</u>	<u> </u>
大 項 目 (分科会)	中 項 目	小 項 目 各 種 事 務 事 業		
1 9 建築住宅	02 公営住宅等の状況	02 県営住宅	02 県営住宅(家賃の減免方法等)	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
県の基準による。	なし	県の基準による。	県の基準による。	
県の基準の内容 収入月額が減額基準に該当すると き。 疾病又は傷害により長い間(概ね 半年程度)療養する必要があり、 そのための支出を収入から差し引 けば、収入月額が減額基準に該当 するとき。 災害により容易に復旧できない損 害を受け、そのための支出を収入 から差し引けば、収入月額が減額 基準に該当するとき。				
三島町	山古志村	小国町	課 題 調整方針	案
<u>ー ル</u> なし		なし	県の制度であり、調整不要。	

作成日 平成17年 1月21日

392				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小項目	各種事	務事業
19 建築住宅	0 2 公営住宅等の状況	02 県営住宅	04 県営住宅(駐車場使用料)	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
団地名 (月額) 全区画数 (月額) 稽古町 4,600 60 上除 2,700 24 稽古町団地 消雪設備あり 上除団地 消雪設備なし (除雪は入居者が行う。)	なし	団地名 使用料金 全区画数 (月額) 12 消雪設備なし (除雪は入居者が行う。)	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
<u>ニール</u> なし		で なし		県の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案_(長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

393				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大項目(分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 9 建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	0 1 改良・単独住宅(家賃)	
長岡市	中之島町	越 路 町	栃尾市	
団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 稲葉(改良) 2K 4,000 4,000 昭和団地 1 号棟(改良) 2K 5,500 5,500 昭和団地 2 号棟(改良) 2K 6,000 6,000 中島団地 1 号棟(改良) 2K 7,500 7,500 中島団地 2 号棟(改良) 2K 7,500 7,500 本経団地 1 号棟(改良) 2K 7,500 7,500 林葉団地 1 号棟(改良) 2K 7,500 7,500 私葉団地 1 号棟(改良) 3K 8,000 8,000 柿(単独) 3K 5,500 5,500	なし	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 こしじハイツ(単独) 3LDK 13,200 21,800 家賃は公営住宅法の規定による。	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 操が丘(改良)	
* 家賃は条例により規定 三 島 町	山 古 志 村	小国町	課題	調整方針案
団 地名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 三島町町営住宅 1号棟(単独) 4DK 30,000 30,000 三島町町営住宅 2号棟(単独) 4DK 30,000 30,000 三島町町営住宅 3号棟(単独) 3DK 30,000 30,000 三島町町営住宅 4号棟(単独) 3DK 30,000 30,000	なし	団 地 名 住宅形式 最低家賃 最高家賃 新町第2住宅 3DK 50,000 50,000		現行どおりとする。

作成日 平成17年 1月21日

394				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大項目(分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 9 建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	03 改良・単独住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
家賃の2か月分	なし	家賃の3か月分	家賃の3か月分	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
家賃の1か月分	なし	なし		越路町、栃尾市の基準に統一する。

F成日 平成17年 1月21日

395

データ基準日 平成16年 4月 1日

395			<u>デ</u>	<u>ータ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事務	
1 9 建築住宅	0 3 公営住宅等の管理	0 1 公営住宅等の入居者資格	02 改良・単独住宅(入居者の資格)
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)改良住宅 次の要件を満たすこと 同居親族要件 住宅地区改良法の規定による。 収入要件 住宅地区改良法の規定による。 住宅困窮要件 住宅地区改良法の規定によるが、住宅困 窮の度合いについては、当市の「住宅困 窮度判定基準」に基づいて判定を行う。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。		(1)改良住宅 なし	(1)改良住宅 次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営性宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。 その他の要件 公和公課を滞納していないこと。	
(2)単独住宅 改良住宅の場合と同じ ただし、新規入居希望者は受け付けていない。		(2)単独住宅 市町村営・県営住宅の場合と同じ 次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。 その他の要件 公和公課を滞納していないこと。	(2)単独住宅(若者世帯向け賃貸住宅) ・夫婦の年齢が70歳以下。 ・公租公課を滞納していないこと。	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
(1)改良住宅なし	なし	(1)改良住宅 なし	現代	うどおりとする 。
(2)単独住宅 ・1年以上の入居を希望するもの (三島町町営住宅等管理運営規則による) ・単身世帯は不可		(2)単独住宅 次の条件を満たすこと 小国町に住所を有する者及び小国町に居住することを希望する者で所得が別に町長が 定める基準に該当する者 現に同居し又は同居しようとする親族がある者 (小国町営特定公共賃貸住宅条例による)		

396

データ基準日 平成16年 4月 1日

396				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	
1 9 建築住宅	0 3 公営住宅等の管理	02 公営住宅等の入居者の選考	02 改良・単独住宅(入居者の選	考方法)
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)改良住宅市町村営・県営住宅の場合の選考方法と同じ公募方法 随時 入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を行い、住宅困窮の度合いについて諮問機関(住宅対策委員会)の答申を受けたうえで、入居順位を付けて入居希望者を登録する。 入居者の決定 入居順位の高い登録者から順に入居者として決定する。 (2)単独住宅 新規入居希望者は受け付けていない。		(1)改良住宅なし (2)単独住宅市町村営・県営住宅の場合の選考方法と同じ公募方法 随時 入居希望者の審査、登録 入居希望者の審査を行い、条件を満たした 人を待機者として登録する。 入居者の決定 原則として受付順位の早い登録者から順に入 居割として決定するが、困窮要件により優先	(1)改良住宅市町村営・県営住宅の場合の選考方法と同じ公募方法随時、人居希望者の審査、登録所定の様式により申込者として登録する。人居者の決定受付順位の早い登録者から順に入居者として決定する。ただし、新設住宅の場合で、入居希望者が多数のときは、抽選により入居者を決定する。(2)単独住宅同上	
三島町	山古志村	古自として決定するが、	課題	調整方針案
(1)改良住宅 なし (2)単独住宅	なし	(1)改良住宅なし(2)単独住宅(2)単独住宅		現行どおりとする。
公募方法 随時 入居希望者の審査、登録 入居申請書により、入居希望者として登録 入居者の決定 入居希望者が多数のときは、抽選により決定		市町村営・県営住宅の場合の選考方法と同じ 公募方法 随時 人居希望者の審査、登録 人居者資格の審査を町で行なう。 人居者の決定 人居資格を満たしていれば、基本的に入居できる。		

397				データ基準日 平成16年 4月 1日
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 9 建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	02 改良・単独住宅(家賃の減免	克法等)
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ 県の基準の内容 家賃の減免 入居者が疾病又は障害により、その生 活が窮迫するおそれがあるとき。		1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ 2 根拠規定 ・越路町営住宅条例 ・町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する 要綱	1 改良住宅 (1)家賃の減免と徴収猶予 県の基準と同じ (2)根拠規定 ・栃尾市営住宅条例 ・栃尾市営住宅家賃の減免及び徴収猶予に	
入居者が災害により著しい損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。 家賃の徴収猶予 と同じ			関する要綱 2 単独住宅 減免規定なし	
2 根拠規定・長岡市営住宅条例・長岡市営住宅家賃及び敷金の減免及び徴収 猶予に関する事務取扱要網	t.			
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし		1 特定公共賃貸住宅 (1)家賃の減免と徴収猶予 県の基準と同じ		長岡市の制度に統一する。
		(2)根拠規定 小国町営特定公共賃貸住宅条例		
		2 町有住宅(1)家賃の減免と徴収猶予町長が特に認めた者(減免のみで、徴収猶予はなし)(2)根拠規定小国町有住宅管理規定		

398				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小項目	各種事	務事業
19建築住宅	02 公営住宅等の状況	03 改良・単独住宅	0 4 改良・単独住宅(駐車場使用	料)
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
なし	なし	団地名 使用料金 全区画数	(1)改良住宅なし	
		こしじハイツ 3,000 12	(2)単独住宅は家賃に含まれる	
		消雪設備あり		
		円当政権のリ		
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
団地名 使用料金 全区画数	なし	なし		長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を 基に統一する。ただし、平成18年度までは現行
三島町営 3,000 4				どおりとする。
カーポートがついているため、除雪の必要はな				
N.				

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案_(長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

399				データ基準日 平成16年 4月 1日
大項目(分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
19 建築住宅	0 3 公営住宅等の管理	03 公営住宅等の建物の維持管理	0 1 公営住宅等維持管理費用の負	担区分等
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)維持管理 建物の維持管理は市が行う。ただし、次の費用 は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ガラスの取り替え、流し等の 排水管の詰まり修繕等 入居者の過失による汚損、破損箇所の修 共同施設の使用又は運営 通路、排水溝の清掃、外灯・エレベー の電気料等	なし	(1)維持管理 建物の維持管理は町が行う。 消耗品類、入居者が破損した部分の修繕は 入居者負担	(1)維持管理 建物の維持管理は市が行う。ただし、次の 費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 壁紙の張替え、畳の表替え、ガラス・電 球等の消耗品の取替等 入居者の過失による破損箇所の修繕 共同施設の使用に係る経費 廊下・外灯の電気料等、電球等の消耗品	
(2)退去の際の修繕 床・天井・内壁の改修等は市が行う。ただし次の費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ふすま・障子の張り替え等 入居者の過失による汚損、破損箇所の修 模様替え等を行った場合の原状復旧		(2)退去の際の修繕 畳の表替え、ふすま、障子の張替え 入居中破損した部分の修繕 模様替え等を行った場合の原状復旧	(2)過去の際の修繕 畳の表替え、襖の張替え費用の50%を入居 者が負担 入居者の過失による破損箇所の修繕は入居 者負担	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調 整 方 針 案
(1)維持管理 建物の維持管理は町が行う。ただし住宅及び 設備の軽微な修繕料は、入居者の負担とす る。	なし *	(1)維持管理 建物・設備は町が行う。(過失により破損した場合は入居者)。消耗品類や排水詰まり等は 入居者。共同スペースの消耗品類等は団地が 負担する。		長岡市の制度を基に統一する。
(2)退去の際の修繕 原状を変更した場合における原状の回復 破損、汚損による建具、壁、付属家具等の修 復		(2)退去の際の修繕 内部を入念に清掃のうえ、畳表・襖・障子の張り 替えを入居者負担で行う。		

400				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小項目	各種事	
19建築住宅	0 4 住宅政策	0 1 住宅建設の助成制度の状況	0 1 勤労者住宅建設資金融資制度	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
(1)制度の名称 長岡市勤労者住宅建設資金融資制度 (2)制度の実施 昭和60年4月 (3)制度の目的 新たに住宅の建設等をしようとする人で、自己と 資金の不足する人に必要な資連業界の振している。 により、持家の促進及び関連業界の振している。 により、持家の促進及び関連業界の振している。 により、持家の促進及び関連業界の振している。 (給与所得者のみ対象) (4)計画戸数 年間30件程度 (5)制度の概要 長岡市が金融機関が市の定める条件により融で、取扱金融機関が市の定める条件により融で、取扱金融機関が市の定める条件により融資で、和数金融機関が市の定める条件により融資で、表別の、の、新潟県労働金庫のみ取扱)・貸付金額は、50万円以上で1,000万円までとし年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。・ (還の期間は、25年以内の元利均等月賦償還とする。		なし	なし	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

401

データ基準日 平成16年 4月 1日

401			<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事務事業
19 建築住宅	0 4 住宅政策	0 4 危険住宅の移転	0 1 がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市
(1)名称 長岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助 金	なし	なし	(1)名称 栃尾市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助 金
(2)補助金交付要綱の有無 有り			(2)補助金交付要綱の有無 有り
(3)趣旨 がけ地の崩壊等の危険がある区域内の危険住 宅の移転を促進するため、危険住宅の移転を行 う者に、補助金を交付するもの			(3)趣旨 がけ地の崩壊等の危険がある区域内の危険住 宅の移転を促進するため、危険住宅の移転を行 う者に、補助金を交付するもの
(4)補助金の概要 経費区分 補助限度額 ・危険住宅の除脚等に要する経費 78万円/戸 ・危険住宅に代わる住 建物 310万円/戸 宅の建設(購入)に要す 土地を含む 場合 406万円/戸 補助率:国1/2 県1/4 市1/4			(4)補助金の概要 福助限度額 経費区分 補助限度額 ・危険住宅の除脚等に要する経費 78万円/戸 ・危険住宅に代わる住建物 310万円/戸 宅の建設(購入)に要する経費 土地を含む場合 補助率: 国 1/2県1/4市1/4 1/4
三島町	山古志村	小国町	課題調整方針案
なし	(1)名称	(1)名称	長岡市の制度を基に統一する。
	山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金 (2)補助金交付の根拠 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金 交付規則		
	(3)目的 地すべり地域で地すべり災害発生等による住 民の人身及び財産の危険を未然に防止する。 (4)概要 種別 交付の対象となる者 補助限度額	がけ地の崩壊等恐れのある区域より危険区域 外に住宅の移転を行う場合に補助金を交付	
	(単元) (大学の内容となる	(がける近女を使せるを私事来員補助金文刊女綱) (4)制度の概要 危険住宅の除脚及び建設に要する経費	
	解体移転 危険の切迫により撤去 135万円 して他に新築するもの 危険地域内の住宅で、	限度額 除脚に要する経費 780千円 限度額 建設に要する経費 4,060千円 (建物3,100千円、土地960千円)	
	引方移転 地すべり又はそのおそ 90万円 れがあり引方するもの	補助率 国 1/2 県 1/4	
	交付対象者は、地すべり防止法の規定による 地すべり防止区域内の住宅で、県知事と協議し なければならない住宅、又は法適用以外の危険 区域の住宅で、県知事の認定を得た住宅の居住 者とする。	町 1/4	

402				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小項目	各種事	務事業
1 9 建築住宅	0 4 住宅政策	0 1 住宅建設の助成制度の状況	02 住宅建設助成制度	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。(4)計画戸数年間130件程度(5)制度の概要長岡市が金融機関に必要な資金を預託すること	(4)計画戸数 年間3件程度 (5)制度の概要		なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
(1)制度の名称 三島町住宅建設促進利子補給金制度 (2)制度の実施 昭和63年4月 (3)制度の目的 三島町内に住宅を新築する人、又は町内に建設するハウスメーカーの新築住宅を購入される人を対象に、持家の促進を図る。 (4)計画戸数 年間3件程度 (5)制度の概要 三島町が取扱金融機関に利子補給・貸付金額は、50万円以上で600万円までで、その融資金額に対する年利率の2%を利子補給・償還期間15年間、元利均等毎月償還	なし	小 国 町		・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

作成日 平成17年 1月21日

403				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各 種 事	務事業
1 9 建築住宅	0 4 住宅政策	0 1 住宅建設の助成制度の状況	19 克雪住宅整備事業補助金	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
なし	なし	なし	(1)制度の名称 栃尾市克雪住宅整備事業補助金交付制度 (2)制度の実施 平成2年5月 (3)制度の目的 市内の住宅ので雪化の促進 (4)計画戸数 年間20戸程度 (5)制度の概要 住宅の融雪化に係る直接工事費の 1/3以内で補助金を交付。 限度額 耐雪式・融雪式 80万円 限度額 耐雪式・融雪式 33万円 県単の協調整備補助金に市単の補助金を 上乗せ *市単上乗せ補助金は平成17年度から廃止する 予定	
三島町	山古志村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	(1)制度の名称 売雪住宅環境整備支援事業・協調整備 (2)制度の実施 平成13年4月 (3)制度の目的 多雪地域の売雪住宅の集団整備及び融雪化 (4)計画戸数 年間15戸程度 (5)制度の概要 住宅の融雪化に係る直接工事費の 1/3以 内で補助金を交付。(その他は1/4) 限度額 融雪式 44万円 限度額 その他 33万円	(1)制度の名称 克雪住宅環境整備支援事業・協調整備 (2)制度の実施 平成13年4月 (3)制度の目的 多雪地域の克雪住宅の集団整備及び融雪化 (4)計画戸数 年間35戸程度 (5)制度の概要 住宅の融雪化に係る直接工事費の 1/3以 内で補助金を交付。(その他は1/4) 限度額 融雪式 44万円 限度額 その他 33万円		県の制度であり、調整不要。 (栃尾市は市単上乗せ補助金を平成17年度から 廃止する予定)